

映画で読み解く現代社会

— 『ダブリンの時計職人』で考えるホームレス事情と対策—

Movies Tell Us the Society of Our Time ~ The Homelessness Issues and Improving Policy from the case of movie “Parked”

三輪 昭子 Shoko MIWA

概要

映画は現代社会を写す鏡である。私たち人間が作品づくりをする際、私たちが持っている世界観、社会観が自然と作品づくりに反映されて、共感を得るものになっているからだ。つまり、私たちが生きている社会と全く関連のない内容を持った作品はないと断言できる。たとえ、SF映画でも、ホラー、アクションと映画にはさまざまなジャンルがあるが、それらが映し出す物語は現実世界を比喩的に表したものになっているはずだ。

アイルランドとフィンランドの合作映画『ダブリンの時計職人 (Parked)』は、ダブリンという地名が使われていることからアイルランドを舞台にした映画とわかる。しかし、オリジナルタイトルが示す「Parked」は何を示しているのか。映画が始まって、すぐにはわからない。また、主人公の男性が時計職人であることもすぐにはわからない。日々の生活の状態を、映画を通じて観察することで、わかっていくのである。

「Parked」は駐車場のこと。冒頭の画面、駐車場にある車がレッカーによって運ばれ、廃車にされていく場面を主人公の男性が眺めているところに違和感を覚える。実は彼の住んでいる場所は、普通乗用車。いわゆる、一般的な家ではない。別の表現で、ホームレスということになろう。しかし、彼の日常は、日本で想像するホームレス像とは違う。これを機会に、他国のホームレス事情を考えてみたい。そこには、ホームレスの位置づけの違い、定義の違いがあった。

しかしながら、今日の日本で問題視される、ホームレス問題は、決して日本だけの問題ではないし、映画で報告されるような海外だけの問題でもない。気に留める情景の一つ一つが、実は現実の日本の風景で、私たちの視界の中にも入ってくるべき現実なのだと気づかされる。

キーワード

ホームレス homelessness
路上生活者 rough sleepers
社会的排除 social exclusion
居住権 right of resident
社会的孤立 social isolation

目次

- 1 ホームレスの顕在化
- 2 路上の風景とホームレス
- 3 『ダブリンの時計職人』が知らせる日常生活
- 4 ホームレス生活のリスク
- 5 映画が問いかける現実世界の課題～ヨーロッパから日本へと

1 ホームレスの顕在化

日本における「ホームレス」は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別処置法」、すなわち自立支援法で「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者」(第2条)と定義されている。これに対し、多くのヨーロッパ諸国では、安定した占有できる住居を持たず、適切な住居を得るために公的な援助を必要とする人々を広く指すと理解されている¹⁾。

イギリスでは、自らの占有できる住居を持たない者、安定して居住できる住居を持たない者、そうした状態に28日以内に陥るおそれのある者などが、ホームレス対策の対象となっている。

しかし、ヨーロッパ全体に通じる統一的な定義があるわけではなく、何をもって安定した住居とみるかについて国ごとに異なり、そもそもホームレスの法的定義を持たない国もある。

アメリカでは法律上の定義で、夜間に定まった住居がない者、シェルターや福祉ホテル等一時的宿所に泊まっている者で、多くのヨーロッパ諸国の場合より範囲がやや狭く、緊急宿泊施設などに滞在する人々と路上生活者を指している。

国によって定義が一定しないだけでなく、アメリカでも、ヨーロッパの多くの国でも全国統計をとっていない。EU に対し、ホームレス政策への働きかけを行っている NPO ロビー団体「ホームレス生活者とともに活動する各国諸組織の欧州連合体 (Fédération Européenne d'Associations Nationales Travaillant avec les Sans-Abri)」の2004年の調査では、当時のEU15カ国中、国全体について何らかの定期的な統計調査を行っているのは、デンマーク、フィンランド、フランス、アイルランド、スウェーデン、イギリスの6カ国である。

本稿のスタートとなった映画『ダブリンの時計職人』がフィンランドとアイルランドの合作で、アイルランドを舞台とした内容にしてあるのは、必然的選択だったのだろう。

1.1 イギリスのホームレス支援法²⁾

イギリスの現在のホームレス対策は1977年の住宅(ホームレス)法に始まる。1950年代以降、安定した住居を持たないホームレス生活者が増加し、支援は地方自治体の福祉局が担ってきた。

しかし、その増加の原因は、緊急事態や生活者自身の資質にあるのではなく、住宅不足にあるとの

研究者の提言や民間団体の運動によって、国は立法によって、地方自治体の住宅局にホームレス生活者への居住施設の提供を求めることとなった。

その後、サッチャー政権下における社会保障関係予算の大幅削減と公営住宅の民営化により、ホームレス問題は大きく変化し、80年代に入るとロンドン市内を中心に路上生活者が目立つようになった。

路上生活者については、保守党政権は特例として「ラフ・スリーパーズ・イニシアティブ (Rough Sleepers Initiative:RSI)」を策定した。1990年にまずロンドンで実施され、1999年までには全国36地域に拡大された。これは、路上生活者に対し、ボランティア組織に依頼してアウトリーチ活動を行い、シェルター(公営の一時宿泊所)やホステル(ボランティア組織の運営する一時宿泊所)、民間のフラット(アパート)や住宅協会の恒久的住宅を提供するプログラムである。

1.2 アメリカの緊急支援法

アメリカでは、1970年代末から1980年代初めにかけて、大都市において路上や公園で寝泊まりする人々が急増し、ホームレスが社会問題となった。

ホームレス問題は深刻化する一方で、連邦政府は1987年に「ホームレス生活者のための緊急支援法」を制定した。これが連邦レベルのホームレス対策の基本法で、通称「マッキニー法」と称されるものである。

まず、そのマッキニー法では、ホームレス生活者は安定した住居を持たず、緊急シェルターや通過施設、あるいは人間が住むのに適さない所(路上、車の中、廃屋など)で夜を過ごす者、と定義された。対応すべき者がどんな状態の者かを明確にすれば、対応策も定められるのである。

その結果、①住宅都市開発省が管轄する緊急シェルター及び支援住宅の整備、②連邦緊急事態管理庁が管轄する緊急食及び緊急シェルターの整備、③保健福祉省が管轄する、精神障害のある野宿生活者のための助成金の支給、④退役軍人省が管轄する退役軍人ホームレスのための諸施策、⑤教育省が管轄するホームレスの子どものための就学プログラム、⑥労働省が管轄する職業訓練プログラム、⑦関連の省庁間の調整を行う統括組織「ホームレス問題連絡協議会」の設置、などの包括的な施策を定めた³⁾。

以上のような対応策を採っても、十分な施策とはならなかったようで、その後クリントン政権下に入って「ケアの継続」政策が始まった。「ケアの継続」戦略の核心は、緊急性に焦点をあてたシェルター設置だけではなく、ホームレス生活者の自立へとつながる継続的なケア体制を作ることにある。緊急シェルターに始まり、通過施設から恒久的住宅へと、各段階で必要なケアを受けながら移行してゆくプログラムが組まれた。このプログラムは、更に次の4種の下位プログラムから構成されている。以下の通りである。

- ① 緊急シェルター助成プログラム(緊急シェルターの建設および運営費を自治体に助成するもの)
- ② 支援住宅プログラム(ホームレスから恒久的住宅への移行を支援するプログラムに対して助成するもので、自治体や NPO からの公募による)
- ③ シェルター・プラス・ケア・プログラム(障害のあるホームレスへの住宅補助。自治体、NPO からの公募による)
- ④ SR0 (single room occupancy の略) プログラム(日本の簡易宿泊所に類似した単身者用の SR0 ホテルを改修した恒久的住宅に入居する人向けの家賃補助関連)

これらのプログラムに対しては、住宅都市開発省の予算が大幅に増額され、なかでも恒久的住宅に移行するための「支援住宅プログラム」に全体の7割の予算が割り当てられた。

この「ケアの継続」プログラムが、連邦のホームレス生活者支援の基本プログラムとして現在まで続いている⁴⁾。

1.3 オランダの住宅保障

まず、オランダと日本のホームレスの定義と社会的性格について簡単に述べたい。オランダのホームレスは homeless、roofless、marginally と捉えられている。それは、1995 年の The Health Council committee の定義として次のように紹介しているからだ。

「roofless は夜間のためのシェルターが保障されない人々。homeless は住まい (home) はないが、夜間のシェルターはある人々。marginally は不適切な環境におかれている人々」。

国レベルのオランダホームレス政策の直接担当部

局は保健福祉スポーツ省の精神保健分野 (Ministry of Health, Welfare and Sport Mental Health and Addiction Policy Department) の「social care」に位置づけられている。ホームレス問題は「国民の健全なる心身のケアの問題」と考えられており、1989 年から最高責任は自治体を持つことになったが、国がケアと住宅に責任を持つことは重要と認識されている。すべての人に屋根を保障するのは最低限のことであり、そのための網が必要であるが、網はひとつではない。政策において社会雇用省、財務省なども関連している⁵⁾。

2 路上の風景とホームレス

世界で初めてストリートペーパーのビジネスモデルが誕生したのは 1991 年。ロンドンでの「ビッグイシュー」だった。ストリートペーパーとはホームレスが路上で販売することで彼らの仕事を創出し、ホームレス問題を世に喚起する雑誌や新聞のことである。



写真 1：ロンドンにて Big Issue を路上で販売、撮影は筆者



写真 2：イギリスの Big Issue、撮影は筆者

「国によって販売者の顔ぶれも違う。ドラッグユ

ユーザーが圧倒的に多いノルウェー、移民が過半数を占めるオランダ。若者の失業率が65%と言われるギリシャでは債務危機以来、『うちの子どもを雇ってほしい』という親からの電話が頻繁に編集部にかかってくるそうです。販売者のプロフィールがその国の社会問題を映し出し、ホームレス問題は社会問題だと改めて実感します」という記述がなされることがある⁶⁾。

一方、共通するのは「排除」ではなく「包摂」の哲学だ。ノルウェーの「エルリック・ノージ」は販売者の過半数がドラッグユーザー。雑誌を売った金で販売者がまたドラッグを買うかもしれないが、読者もそれを承知で雑誌を買うのだという。

2.1 路上生活を越える概念整理⁷⁾

日本での法的な定義で定められているホームレスは、見えにくい存在となっているようだ。文字通りの「ホームレス」と言えば、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者となっていて、流行語のように使われていた感のあるネットカフェ難民のような深夜営業店舗で過ごす人などを含んでいない。

現実的に考えて、不安定な就労、不安定な住居を経て、徐々に路上に近づいてしまうという段階を意識していくことが、対応策を考える上で役立つようだ。

まず、住まいの不安定さに注目すると、「家はあるが、居住権が侵害されやすい状態」にある。これには、会社名義の賃貸住宅、借家人の権利を制限する契約内容の賃貸住宅などが含まれる。

次に「屋根があるが、家がない状態（ハウスレス）」となり、これにはドヤ、施設、ネットカフェ、サウナ、カプセルホテル、個室ビデオ店、ファストフード店、友人宅、飯場、病院などが含まれる。ここから、ホームレス状態と定義する内容である。野宿状態というのは、「屋根がない状態（ループレス）」に該当するのである⁸⁾。

3 『ダブリンの時計職人』が知らせる日常生活

もともと主人公のフレッドはイギリスで働いていたが失業し、故郷のアイランドに戻ってきた。彼はホームレスになっても自暴自棄にならない。駐車場にある自分の車の中で、起きたら音楽をかけ、

小さな植物に水をやって、トランクのところで歯を磨く。そんな日常を淡々と送る。几帳面で清潔である⁹⁾。定期的にスイミングプールに出かけ、泳ぐという習慣もある。日本でイメージするホームレスとは全く違う情景が描かれる。

しかし、現状の生活を打破させようとする取り組みとして、社会保障の申請をする窓口書類を提出しては拒絶される場面も描かれている。

3.1 監督の意図する世界

この作品を制作、監督したダラ・バーン (Darragh Byrne) 氏は20年にわたり、アイランドの放送局でドキュメンタリー映像に関わってきた。本作で初の長編劇映画のデビューとなっているが、作品づくりにおいてドキュメンタリーを制作してきた影響が出ている。そのこだわりを以下のように記述している。

主人公のフレッドについては、海岸の小さな駐車場に謎めいた「過去を特定出来ない男」として登場させた。その人物に何が起きるか観察したら面白いのではないかと思ったからだ。

車上生活という厳しい状況に陥ったフレッドは、日常の作業にすがって日々を乗り切ろうとしている。毎日ひげをきちんと剃り、水を汲み、植物の世話をす。こうしたささやかで規則正しい日常に助けられて、フレッドは毎日を過ごそうとする。

デイリーという名前にしたのは、フレッドがデイリーライフを生きている人間だからだ。ある期間を経て、人生に行き詰まった人間が自分の内面を見つめ、どう変化していくか描きたかった。

3.2 主人公の周辺状況

ここでも、基本的に監督の演出、作品づくりを伝えたいため、映画の公式HPを参考に記述する。

フレッドの隣人として現れたカハルは、父親にひどい扱いを受けて居場所を見失い、家を出てしまった若者だ。そしてドラッグに走った。カハルの人物背景について、映画ではあまり詳しく説明していないが、典型的なジャンキーではなく、普通に成長した青年が、父親との確執をきっかけにドラッグへと向かい、車上生活に行き着いてしまったと設定している。

他のヨーロッパ諸国同様、アイランドでもドラッグの乱用は問題になりつつある。都市部で顕著だが、全国的な傾向でもある。カハルの借金は600ユ

一口 (2015 年 1 月平均レートで約 9 万円) だが、その程度の金額でも深刻な状況に陥り得る。アイルランドでは、600 ユーロの借金のために人を脅すことは可能だ。そういう犯罪への取り締まりが手薄なのである。カハルと借金のくぐり度はリアルで、実際に起こり得るものとして設定したようだ。ただ、これは他のヨーロッパ諸国でも共通していると考えられる。麻薬絡みの金は通常もっと額が大きいとも言えるが、そのような取引をしている人々でも、少額の不払いを容赦せず、周りへの見せしめにすることがある。

そんな生活の中で、駐車場で隣同士に駐車して、言わばお隣さんであったカハルの生活は荒んでいき、やがて彼は死を迎える。

4 ホームレス生活のリスク

雇用不足、教育からの排除、希薄な人間関係など貧困を生み出すいくつかの要因に加えて、「家がない」という決定的な困難を抱えているだけでなく、多くの場合、うつ傾向や意欲の低下など「心の問題」も抱えていることが多い。

そういったホームレスが直面している問題は何か。分類すると、以下の 4 分野をあげることができる。その 4 分野を踏まえ、ホームレスという社会的排除の状態に陥ってしまった場合の突破口について、近年重点を置きつつある日本での支援策をあげる。

1. 情報へのアクセス問題
2. 暮らしの問題
3. 心と身体の問題
4. 就業の問題

4.1 情報へのアクセス問題

東京都では 2010 年 7 月よりネットカフェ入店に際し本人確認書類の提示を義務付ける条例が施行され、ネットカフェを利用できなくなった若者ホームレスが続出した。求職活動だけでなく、官民の支援策に関する情報を得たり、これまでの人間関係を維持していくためにはインターネット環境は欠かせないので、相談窓口のような場でのインターネットの設置が望まれている¹⁰⁾。

若者ホームレス¹¹⁾の中には、貧困状態に陥ったのは自分の責任だと感じていて、なかなか SOS を発することができない、あるいは周囲の大人から存在を肯定されてこなかったため、社会システムへの

不信感があって支援へと結びにくい場合もある。

4.2 暮らしの問題と連携

ホームレス状態に陥った人々の多くは、経済的な貧困と同時に、それまでの人間関係をも喪失しており、アパート入居に至る経済的な要件をクリアしたとしても、連帯保証人を立てられない人が多い。

そこに貧困という社会的排除問題の渦中にあっても経済的な問題ではなく、関係性の問題であることに気づかざるを得ない。

昨今、社会的孤立状態から、心の病を抱える形になっていく人も存在しており、居場所の確保ができてそれを継続的に連携することがたやすい状態ではない。自分自身がホームレス状態にあるという現状に対し、例えば炊き出しの列に入ること躊躇。一人でいた方が気楽だと考え、自分自身は本当のホームレスではないと判断するなど、現状認識に乏しい¹²⁾。

若者ホームレスの多くは、雇用や住宅問題は言うまでもなく、家族関係、教育、生涯、依存症的傾向などの複合的な問題を抱え込んでいる。ここに市民も参加でき、お互いが自分のこととして考え、取り組んでいく社会づくりが意識され、特別視をしない社会へと変容できることが望ましい。その取り組みを当事者意識で対応していこうという形がようやく出来てきた感があるが、それは一握りでしかない。

5 映画が問いかける現実世界の課題～ヨーロッパから日本へと

今回の題材である『ダブリンの時計職人』では、最終的には福祉の力で住む家を獲得する主人公である。しかし、彼が自身を清潔に保ち、周囲の市民たちに交わりながら自分自身を見失わないようにと努力する姿は、日本でも特定の地域で見かけられる。

映画はメジャーな作品ではないし、2014 年 3 月末からのミニシアター系での上映と限られているだけでなく、日本での DVD 制作、販売の可能性は商業的にそんなに高くはないかもしれないが、最近の経済社会の中で、視線を向けさせねばならない課題を教えてくれる作品¹³⁾として、とりあげさせていただいた。

注

- (1) 柳沢房子「ホームレス支援政策をめぐって-各国の動向」『レファランス 2006. 2』国立国会図書館、pp. 57
- (2) 柳沢房子「ホームレス支援政策をめぐって-各国の動向」『レファランス 2006. 2』国立国会図書館、pp. 59-60
- (3) 柳沢房子「ホームレス支援政策をめぐって-各国の動向」『レファランス 2006. 2』国立国会図書館、pp. 62-63
- (4) 柳沢房子「ホームレス支援政策をめぐって-各国の動向」『レファランス 2006. 2』国立国会図書館、pp. 63
- (5) 杉野緑「海外事情 オランダのホームレス政策の実際」『岐阜県立看護大学紀要』第9巻2号、2009年、pp. 62
- (6) 八鍬加容子「お国柄がみえる？世界のホームレス事情」『AERA 2013年10月28日号』2013年、ヨーロッパ事情の特徴的記述部分を書き出した。
- (7) 稲葉剛『ハウジングプア』山吹書店、2009年。
- (8) 特定非営利活動法人ビッグイシュー基金『若者ホームレス白書』2010年
- (9) 飯島裕子「今、すれ違った若者はホームレスかもしれない」ビッグイシュー日本オンライン、2013年によれば、手持ちの小銭をシャワー代、着替えの下着にしていくケースがあり、野宿生活をせず派遣の寮→ウィークリーマンション→飯場の寮→ネットカフェへと転々とするために清潔感を維持している事例は少なくない。
- (10) NPO法人ビッグイシュー基金『若者ホームレス白書』2010年、pp. 12-22
- (11) 飯島裕子/ビッグイシュー基金『ルポ若者ホームレス』2011年、ちくま新書、pp. 18-19
- (12) 飯島裕子/ビッグイシュー基金『ルポ若者ホームレス』2011年、ちくま新書、pp. 16-18
- (13) 日本では、同種の内容として『東京難民』という作品が2014年2月22日に公開された。主人公が大学を除籍されホームレスという状態に転落する様子が描かれている。

引用文献

日本総研『ホームレス等生活困窮者の支援の現状 に関する調査事業報告書』2011年

NPO法人ビッグイシュー基金『若者ホームレス白書』2010年

飯島裕子/ビッグイシュー基金『ルポ若者ホームレス』2011年、ちくま新書

（原稿受理年月日 2014年12月9日）